

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

告示

- 被災者生活再建支援法の適用(四九四・総合防災課)……………1
- 特定漁港漁場整備事業計画の変更(四九五・水産漁港課) ……1

公告

- 土地改良区の管理規程の変更認可(雄勝地域振興局農林部)……………1

告 示

秋田県告示第四百九十四号
 平成十九年九月十七日、北秋田市の区域内において発生した台風十一号及び前線による大雨にかかる災害を被災者生活再建支援法の対象となる自然災害とする。
 平成十九年十月九日
 秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第四百九十五号

漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第十七条第十項の規定により、次のとおり特定漁港漁場整備事業計画を変更したので、公表する。
 平成十九年十月九日
 秋田県知事 寺 田 典 城

(「次のとおり」は省略し、農林水産部水産漁港課及び秋田地域振興局農林部に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第五十七条の二第三項の規定により、雄勝郡山田五ヶ村堰土地改良区の山田頭首

工管理規程を平成十九年十月一日変更認可したので、同条第四項の規定に基づき、公告する。
 平成十九年十月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

雄勝郡山田五ヶ村堰土地改良区山田頭首工管理規程の概要

一 水位の制限

頭首工地点における河川の水位(以下「頭首工の水位」という。)は、標高百四・六〇メートルを上限とし、標高百三・九〇メートルを下限とする。

二 水位の基準

頭首工の水位は、取水水門下流の幹線用水路に設置された水位計によるものとする。

三 計画取水量

頭首工地点からのかんがい用水の取水量は、次に掲げる量を基準とする。

五月二十七日から六月五日まで 毎秒六・九三三立方メートル

六月六日から九月十日まで 毎秒四・七九二立方メートル

九月十一日から十二月二十日まで 毎秒二・六七七立方メートル

十二月二十一日から三月十五日まで 毎秒一・五七〇立方メートル

三月十六日から五月二十六日まで 毎秒二・六七七立方メートル

四 取水量の測定

取水量の測定は、水路下流に設置された水位計の示度によるものとする。

五 点検及び整備

頭首工管理主任者(以下「管理者」という。)は堰堤、ゲート等を操作するために必要な機械及び器具を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。

六 洪水警戒体制

管理者は、降雨に関する注意報又は警報が発せられたときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

七 その他

管理者は、管理日誌を備え、気象、水象その他頭首工の管理に関する事項について記録しなければならない。

管理者は、管理日誌を備え、気象、水象その他頭首工の管理に関する事項について記録しなければならない。

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄